

## 第六号

## 徳島県健康対策審議会設置条例の一部改正について

徳島県健康対策審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県健康対策審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県健康対策審議会設置条例（昭和四十九年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「調査審議」を「調査」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

第五条の見出し中「及び」を「、臨時委員及び」に改め、同条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「について」を「に関し」に改め、同条第四項中「専門委員は、」を「臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は」に、「調査審議」を「調査」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

第六条第二項及び第三項中「委員」の下に「及び議事に関係のある臨時委員」を加える。

第七条第二項中「及び」を「、臨時委員及び」に改める。

第八条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

がん登録等の推進に関する法律が制定され、同法により整備される全国がん登録データベースを本県のがん対策に利用しようとする場合等には、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされたことに鑑み、徳島県健康対策審議会をこれに充てるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。